

第2期 江差町子ども・子育て支援事業計画

～町の宝である子どもたちのために～

▶「江差町子ども・子育て支援事業計画」の趣旨

江差町では、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成27年度に「江差町子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定し、子どもと保護者への支援により、子ども一人ひとりが健やかに成長できる社会を実現することを目的とした各施策を推進してきました。第2期計画は、国の動向及び第1期計画における成果と課題を十分に踏まえながら、令和2年度からの5ヶ年計画を策定し、「町の宝である子どもたちのために」子ども自身が地域の中で心身ともに健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援対策を推進してまいります。

▶子ども・子育て支援事業計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。子ども・子育て支援法により、市町村は基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとされています。また、本町のまちづくりの最上位の計画である「第6次江差町総合計画」をはじめ、福祉計画、障がい福祉計画等の関連する他の計画との調和を図るものであり、「新・放課後子ども総合プラン」の内容も含めた計画となっております。

幼児期の 教育・保育事業

教育・保育の必要量の認定

区 分	年 齢	
1号認定	3歳～5歳	学校教育のみ（幼稚園・認定こども園）
2号認定		幼児期の学校教育の意向が強い（幼稚園・認定こども園）
3号認定	1歳～2歳	保育の必要性あり （保育所・認定こども園・小規模保育事業など）
	0歳	

地域子ども・ 子育て支援事業

- | | |
|--------------|----------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧子育て援助活動支援事業 |
| ②時間外保育事業 | ⑨乳児家庭全戸訪問事業 |
| ③放課後児童健全育成事業 | ⑩養育支援訪問事業 |
| ④子育て短期支援事業 | ⑪妊婦健康診査事業 |
| ⑤地域子育て支援拠点事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥一時預かり事業 | ⑬多様な主体が体制度に参入するための事業 |
| ⑦病児・病後児保育事業 | |

本計画は、令和2年度より6つの基本目標（裏面）に基づいて、子ども・子育て支援対策を推進してまいります。計画全体の成果についても、点検・評価を各年度で行い、施策の改善に努めます。なお、詳細については、町ホームページから当該計画をダウンロードすることができますので、ご利用下さい。

発行：江差町役場町民福祉課（TEL52-6720/FAX52-5666）

▶計画の基本的な考え方・体系

第1期計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての根本的な責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、次の基本理念を掲げました。第2期計画においても、この基本理念に基づき、より一層施策を推進していきます。

【基本理念】

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。

基本目標1 のびのび子育て

教育・保育・子育てサービスを充実させ、安心して子育てできる環境を目指します。

- (1) 教育・保育の提供体制の充実
- (2) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上
- (3) 子育て世帯への経済的支援

＜施策＞

- ・認可保育所・認定こども園等の設置・運営
- ・一時預かり事業、慣らし保育等
- ・放課後児童対策事業
- ・給食費補助、子育て応援券交付事業
- ・子ども医療費助成事業 など

基本目標2 すこやか子育て

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康を支援します。

- (1) 母子の健康づくりの推進
- (2) 相談支援体制の充実

＜施策＞

- ・母子健康手帳交付、妊産婦健診、妊婦訪問
- ・不妊相談、不妊治療費助成事業
- ・新生児訪問、乳幼児相談、乳幼児健診
- ・地域子育て支援センター事業 など

基本目標3 あんしん子育て

安全・安心が保たれ、子育て家庭に優しく住みよい街づくりを進めます。

- (1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保

＜施策＞

- ・公園整備事業
- ・安全な歩道整備事業
- ・交通安全教室
- ・地域防犯体制づくりの推進 など

基本目標4 みんなで子育て

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

- (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成
- (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援

＜施策＞

- ・ティーム・ティーチングや少人数指導
- ・小中一貫教育の推進
- ・スポーツ少年団活動や地域子ども会活動支援
- ・子どもの居場所づくり事業の推進 など

基本目標5 つながる子育て

ひとりひとりの特性を尊重した子育てがすすめられるような体制を整備します。

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) 障がい支援施策の推進
- (3) ひとり親家庭に対する支援の充実

＜施策＞

- ・児童虐待早期発見事業
- ・おや？おや？安心サポートシステム
- ・障がい福祉計画の推進
- ・特別支援教育支援員事業
- ・ひとり親家庭医療費助成事業 など

基本目標6 はばたく子育て

生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できる支援を整備します。

- (1) 子どもの未来を応援する施策の推進

＜施策＞

- ・生活就労サポートセンターひやまとの連携
- ・町内企業・事業所との連携（就労体験）
- ・放課後学習、キャリア教育の推進、冒険王クラブ等の実施 など